

III. 世界経済の枠組み作り等への積極的参画

1. マクロ経済政策協調

マクロ経済運営に当たっては、まずは、自国のインフレなき持続的成長を図ることが重要であり、そのことが結局は世界全体の経済発展にも資することになる。しかし、国際的な経済の相互依存が深まる中で、我が国も含め各国のマクロ経済の動向が、貿易、金利、為替等の変動を通じ、他の国々に影響を与える度合いも無視しえないものとなってきている。

経済運営に際し、国際的な協調を重視するあまり、自国の経済運営を歪めてしまつてはならないが、可能な範囲内で、それぞれの国が、自国の経済動向が他国に与える影響をも考慮していくことが必要である。我が国としても、各国間の政策当局者間で経済動向について共通認識を得、また、政策運営において協調していくとの視点から、先進国首脳会議、OECD、G7等の場を通じ、国際的な政策協調に努める。また、このような場においては、他の主要国の経済運営に問題点があれば、率直にこれを指摘していく。特に、米国の財政赤字の削減、貯蓄率の向上を始め、米国の規律あるマクロ経済運営は、米国にとっても、また基軸通貨であるドルの信認の低下防止など我が国を含め世界経済全体にとっても重要課題であるとの認識が共有されるよう引き続き努める。

さらに、いわゆるマクロ経済運営に関連する事項のみならず、ヨーロッパにおける高失業率の問題など構造問題等についても、様々な場を利用し、意見交換を行うとともに、政策面の協調を図る。

2. 貿易・投資の枠組み作り

我が国は、自由で開かれた貿易の枠組み、即ちGATT体制の下で発展してきた。我が国としては、一昨年（1993年）のウルグアイ・ラウンド交渉の成功裡の終結、本年（1995年）のWTOの設立に至る過程で高まった世界的な多角的自由貿易体制の維持・強化へのモメンタムを維持し、今後、より多くの国々がこの枠組みに参加し、また、WTO協定の着実な実施と自由で開かれた貿易・投資の枠組みのさらなる発展が図られ

ていくよう、一層の努力をする。

しかし、多角的自由貿易体制の維持・強化へのモメンタムが高まっているとはいえ、一方では保護主義の動き、特に偽装された形での保護主義に対しては、常に警戒が必要である。また、東アジアをはじめとする新興経済圏の出現が、先進国内に様々な構造調整圧力を与え、これが保護主義に転化する可能性もある。自由貿易体制を支えてきた大きな政治的要因の一つであった、西側の結束を重視するとの考え方が、冷戦構造の崩壊により失われ、各国の個別の利害が国際的な交渉の場に持ち出されやすいたの点にも留意が必要である。

このような状況の中で、多角的自由貿易体制の維持・発展を図っていくためには、各国のWTO協定の実施状況を厳しく監視し、貿易相手国の政策に問題があれば、WTOの紛争解決手続を適切に活用していくとともに、ウルグアイ・ラウンド後の新たな課題として既に国際的な論議が始まっている諸テーマや、各国の規制制度の改革等に関し、我が国の考えを明らかにしつつ、以下に述べるように国際論議により一層積極的に参画していく。

(1) 貿易と労働基準

ポスト・ウルグアイ・ラウンドのテーマの一つとして「貿易と労働基準」が提案されているが、その背景には、開発途上国の労働条件を改善すべきとの考えとともに先進国内にある東アジアを始めとする新興経済圏の安い労働力への警戒感がある。このテーマをめぐる国際的な論議が、偽装された保護主義に結びついていかないよう、OECD等の場で我が国として、積極的な働きかけを行うことが必要である。

(2) 緊急措置、産業調整

また、輸入増大への緊急措置としては、一時的な輸入制限（いわゆるセーフガード措置）が認められているが、貿易制限のみに安易に頼ることなく、産業の構造改善及び転換を円滑にするための国内政策も重要であることについて、国際的な議論を喚起していくことも必要である。

(3) 貿易と環境

環境保全のための貿易制限が必要な場合や、環境保全のための措置が貿易に副作用を持つ場合もある。しかし、環境の保全と自由貿易体制の利益が両立するよう、この

ような制限や副作用をできるだけ少なくすべきである。

この問題については、既に「環境と開発に関するリオ宣言」等において、原則的な考えが示されており、我が国としては持続可能な開発の実現に向け、貿易と環境を相互に支持的なものとするべく、今後WTO等の場を通じて、十分な検討を進めていく。

(4) 貿易と競争政策

貿易と競争政策との関係の問題については、市場アクセスの問題とも関係の深いテーマである。我が国としては、自らの経済構造の改革を進めつつ、競争政策の推進、競争制限的な貿易政策への規律の強化を始め、規制制度の改革についても、多国間協議の場を利用し、冷静かつ客観的な論議を行っていく。

(5) 投資

投資のさらなる自由化はポスト・ウルグアイ・ラウンドの重要テーマの一つとなっている。我が国としては、現在、OECDで進められている「多数国間投資協定」策定に向けた作業やAPECでの投資自由化の議論に積極的に参画していくなど、国際的な論議に積極的に参画していく。このような投資ルールについては、開発途上国もその枠組みの内に入ることが重要であり、その際には、発展段階の違いへの配慮も必要である。

(6) 地域経済統合

EUやNAFTAなどの地域経済統合の枠組みに属していない我が国としては、地域経済統合の動きが、多角的自由貿易体制の維持・強化への努力を減殺することのないよう、また、個別の地域統合が、域外に対し貿易制限的にならぬよう、WTO等の場で監視を行なう。なお、我が国が参加した地域協力の枠組みであるAPECについては、「開かれた地域協力」を目指す。

IV. 地球社会への貢献

1. 地球的規模の課題への貢献、国際的な協力の推進

世界には、各国が協力しあいながら解決をすべき課題が山積している。地球環境問題、エネルギー問題、人口爆発、これに伴う食料問題や貧困問題への対応、エイズ問題など、いずれも、一国のみの対応では、問題解決は不可能である。

これらの課題の中には、エネルギーの安定供給確保、越境による酸性雨の降下の防止など、我が国の利害に直接関係する課題もあるが、人口爆発や貧困問題への対応など、一見我が国の利害に、直接には関係しないように見える課題もある。幸い、これら直接的な利害には関連しないように見える課題であっても、我が国が有している経済力・技術力・科学的知見をこれら課題の解決のため活用すべきとの点については、多くの国民の支持を得ている。これらの課題解決のためには、国民の負担が必要であり、今後とも、国民の理解と支持を得ながら施策を進めていく必要がある。

そのためには、国際的に合意された枠組みに従い、我が国として、応分の協力をしていくというだけでは不十分である。我が国として、どのような地球社会を目指していくのか、そのために、地球環境問題、人口爆発や貧困問題等の課題についてどのような枠組みで対応するのか、それが我が国の長期的利益とどう関係していくのか国民の前に示し、理解を得、また、世界にも提案していくことが望まれる。

既に、このような視点も踏まえ、人口、エイズなどいくつかの重要な課題について日米が協力して、問題解決に当たるための枠組み（コモン・アジェンダ）の下で、我が国からも積極的に提案し、APECにおいては、域内で解決すべき課題等について、我が国として多くの提案を行ってきたり、また、第4回世界女性会議においても、我が国は途上国の女性支援のための包括的な取り組みを提案したところである。

我が国としては、今後とも、国際的に協力しつつ対応すべき課題や、課題解決の枠組みについて積極的に提案するとともに、地球環境問題等当面する地球社会の諸課題等については、以下のような施策を行っていく。

(1) 地球環境問題への対応

地球環境問題は、一国のみでは解決できない人類共通の課題であり、全ての国の参

加と取り組みが求められている。我が国は、その経済社会活動の様々な面で地球環境と関わるとともに、過去において深刻な環境問題に直面し、その克服に向けた努力をしつつ経済成長の維持を実現させてきた。我が国は、そうした経験や有する能力を活かし、率先して国内的に環境と調和した持続可能な経済社会を構築するとともに、対外的には、その国際社会に占める地位にふさわしい国際的取組を積極的に推進し、世界全体としての持続可能な開発の実現に向けてリーダーシップを発揮する責務を有する。このため、具体的には、以下の施策を実施する。

地球環境保全に関する国際協力等を推進するため、地球環境保全に関する国際的な連携の確保を図ることとし、特に、国際的な枠組み作りへの貢献、国際機関の活動支援を図る。

開発途上地域の環境の保全においては、環境と開発の両立に向けた自助努力の支援、密接な政策対話の推進、環境分野のODAの拡充・強化、専門家の派遣、研修員の受け入れを通じた人づくり協力、技術、ノウハウの移転等を推進する。その他、国際的に高い価値が認められている環境の保全に協力するとともに、国際協力の円滑な実施のための国内基盤の整備を推進する。

また、調査研究、監視・観測等に係る国際的な連携の確保、地方公共団体の自主的な活動の支援と民間団体等による活動の推進、国際協力の実施等に当たっての環境配慮、地球環境保全に関する国際条約等に基づく取組等を促進する。

さらに、地球温暖化問題について、気候変動に関する国際連合枠組条約を着実に実施し、CO₂等の温室効果ガスの排出抑制及び吸収・固定化の拡大の一層の促進等のため、国内外における取組を強化する。

なお、排他的経済水域等における適切な資源管理をはじめ、海洋環境の保護・保全等に関する規定を持ち、海洋に係わる法的問題一般を包括的に規律する条約である国連海洋法条約の早期締結に向け諸準備を進める。

(2) エネルギー面の貢献

世界のエネルギー情勢をみると、石油の賦存状況が中東に偏在している下で、アジアを中心とした発展途上国のエネルギー需要の増大、旧ソ連における石油生産の低下等の要因により、石油の中東への依存度が今後増大すると見込まれているなど長期的には厳しいものになっていくものと考えられる。また、世界のエネルギー消費の増大による地球環境問題も顕在化してきており、これへの対応も喫緊の課題となっている。

以上のような状況の下、我が国への主要な石油供給国である中東諸国等産油国との友好関係の増進を図るとともに、世界のエネルギー需給に能動的に働きかけ、我が国も含め国際的なエネルギー安全保障の確保等を図っていくためには、我が国自らが原子力や自然エネルギー等石油代替エネルギーの開発・導入を進めるとともに、経済協力、技術協力、海外投資への支援など様々な政策手段を活用し、各種の政策を講じていく必要がある。具体的には、エネルギー需要の拡大が予想されるアジア・太平洋地域においてエネルギーの効率的利用や、供給サイドのベストミックスの形成等を二国間あるいはAPECの枠組み等を活用して推進する。また、中東産油国、旧ソ連等との協力、さらにはIEAをはじめとする先進国間協力等を積極的に推進していく。

(3) 保健・医療面、麻薬問題での貢献

世界の人々の生活向上に真に役立つ取り組みとして、エイズ、がん等の疾病の予防や治療、麻薬乱用問題への対応、さらに発展途上国の保健医療水準の向上に向けた支援は重要な貢献である。我が国としては、技術協力、共同研究、研究者の養成等による人的な支援、エイズ対策、人口問題等の事業に関する総額30億ドルの援助（平成6年度（1994年度）から平成12年度（2000年度）まで）をはじめとする支援など、WHO（世界保健機関）（平成8年（1996年）1月よりエイズ国連共同プログラムが発足予定）、二国間等を通じた積極的な貢献を行う。また、国際的な麻薬対策を推進するため、UNDCP（国連薬物統制計画）への支援を強化する。

(4) 食料問題への貢献

現在、地球上には、最貧国を中心に約8億人の栄養不足人口が存在しているとされている。また、今後、途上国を中心とした人口増加や所得の向上を背景とした消費の多様化等に伴う食料需要の増大が見込まれる一方、世界の食料生産の伸びは鈍化し、その結果として中長期的には食料需給の逼迫、価格上昇が起こる可能性もある。このような食料問題は、土地、気候、技術進歩といった条件が大きく影響するものであり、また、食料生産力の増強には資本等の蓄積や地球環境との調和の確保という長期的な課題が重要である。

我が国としては、このような認識の下、貿易の一層の自由化に向けた国際的な取り組みや地球環境問題等への対応と整合性をとりつつ、いわゆる国際分業論を単純に当てはめることなく、長期的・世界的な視点に立って食料の安定供給確保のために協力、

努力し、またその合意形成に努める必要がある。その際、途上国への農業、食料問題への協力については、途上国の自立的な発展を支援するとの視点が重要である。

また、食料需要の増大に影響を与える人口問題については、人口・家族計画への直接的な協力に加え、基礎的保健医療・初等教育、女性の地位向上を含めた包括的なアプローチをとることが必要である。

(5) 旧計画経済圏諸国の市場経済化への支援

ロシア連邦、中・東欧諸国等の旧計画経済圏の諸国は、市場経済移行への努力を続けているが、これら諸国では、依然、高インフレ、生産低迷が続き、市場経済の基盤も十分に整備されているといい難い国が多い。このため、我が国としては、これら諸国に対し、国際機関や他の支援国と協調を図りつつ、国ごとの実情に配慮し、資金面での支援、市場経済の基盤整備のノウハウを移転する知的な面での支援を適切に組み合わせ、支援を行う。

(6) 科学技術面の貢献

科学技術は経済発展の原動力である。また、地球環境問題、エネルギー問題等地球規模の課題の解決のためにも科学技術の果たす役割は大きい。国際的に重要な地位を占めるにいたった我が国としては、科学技術の意義を一層深く認識し、「科学技術創造立国」を目指す必要がある。そのため、新たな経済活力の源泉となる研究開発や、上記課題を解決するような研究開発を国境にとらわれず積極的に推進し、その成果を世界へ向けて発信していく。また、国際的な人材交流や国際共同研究の推進、研究協力のスキームの充実を通じ、我が国自らの研究活動の活性化を図りつつ、その国際的な地位に見合った貢献を積極的に行っていく。

(7) 情報通信の高度化に関する貢献

GII構想等の動きを踏まえ、ハードやソフト面の技術開発、公的機関を始めとして日本からの情報発信の推進、著作権やセキュリティ等制度面での国際調和への対応など、世界的な情報通信の高度化に関し積極的な貢献を行う。また、真にグローバルな高度情報通信社会の実現等のため、開発途上国におけるそれぞれのニーズに応じ資金・技術両面の協力を行う。特に、アジア地域に関しては、地域の一員としての視点に立って積極的に取り組む。

2. 我が国ODAの新時代の構築に向けて

(1) ODAの新時代の構築に向けての取り組み

我が国の国際貢献の重要な柱であるODAは、政府開発援助大綱の「人道的見地から途上国の飢餓と貧困を看過できないこと、国際社会の相互依存関係の認識、環境の保全、途上国の離陸へ向けての自助努力への支援」の理念、原則等を踏まえ、実施されている。今後我が国の財政事情は厳しくなると予想されるが、国民の理解と支持を得ながら、我が国ODAを、中長期的観点から、以下のように多面的に拡充する。

我が国は、既に世界で第一位の援助供与国となっているが、これにより、途上国の諸課題に機動的かつ包括的に対処しつつ、ODAの内容を拡充し、ODAにおいて、世界に対し指導力を発揮できる我が国ODAの新時代を構築していく。

① ODAの拡充、改善

ODAの量的拡大と質的改善を通じ、我が国の国際社会への貢献を充実させるため、第5次中期目標の達成に引き続き努める。

② ODA実施の着実な改善

今後とも、国民の期待を反映した公正、透明で効果的、効率的な援助の実施、内外への広報活動の推進等、ODA実施の着実な改善に努める。

③ ODAの新フロンティアへの取り組み

従来からの途上国の開発課題については、引き続きその解決に努めるとともに、冷戦終結等により顕在化した新たな課題に対応するため、地球的規模の問題への取り組み、民主化・市場経済化努力に対する支援、途上国の女性支援(WID)への取り組み、南南協力支援を、ODAの新フロンティアとして積極的に取り組んでいく。

特に、地球環境問題、人口・エイズ、難民・被災民問題、麻薬問題、累積債務問題等の地球的規模の問題については、今後とも指導性を発揮し、その解決に向け取り組む。

④ グローバルな視点に基づいた経済協力の強化

i 援助のグローバル展開に対応した知的支援の強化

我が国ODAは、グローバルに見て、ほとんどすべての途上国に供与されており、今後とも効果的、効率的な援助を実施するため、援助の前提としての途上国の開発政策やあるべき援助理念について調査・研究を行い、ODAの知的資産

の構築に努める。その成果を途上国、他の援助国、国際機関との意見交換、開発経済学の発展等に活用していく。

具体的には、第一に、日本、東アジアの経験について、学界、援助機関等が相協力して、開発政策の観点から整理するとともに、途上国側のニーズに応えるため、日本の経験の分野毎の整理に努める。

第二に、今後の途上国の開発政策に対する我が国の知的支援については、途上国側の求めに応じ、その政策受入能力等をチェックの上、各国の実情に則し、日本、さらには適当なアジアNIEs、ASEAN等の経験の活用の仕方について、助言に努める。

また、アジアNIEs、ASEAN諸国等が自らの開発経験を他地域の途上国に知的支援しようとする場合には、これを促進するため適切な支援を行う。

第三に、世界銀行等の国際援助機関、内外の学識者等と協力し、日本、東アジアの経験を参考にして、今後の途上国にとって、グローバルに見て望ましい開発政策のあり方の検討に努める。

ii 国別援助方針の拡充

国別援助方針については、今後、その対象国数を拡充する。

iii 地域別開発の現状と課題

我が国のODAが、経済活動の国境を超えたグローバル化及び相互依存化、地球環境問題等への国境を超えた取り組み等に的確に対処するため、国単位を超えた地域単位での開発の現状と課題を把握するよう努める。

iv 地域ベースの経済協力の推進

インドシナ地域等、地域内の特定の局地（サブリージョン）においては、その広域的発展のための局地開発協力を行うことが適切な地域があり、今後とも熟度の高い局地の案件について、このような協力を推進する。

また、APECを始め様々な地域内又は地域単位の協力・連携の動きが見られ、このような地域協力の動きが、開放的な対外経済システムを構築し、世界経済の成長と発展に寄与するよう可能な支援に努める。

⑤ 国民参加型援助の促進

国民参加型の援助を推進するための枠組みとして、従来から、草の根無償資金協力、NGO事業補助金、地方公共団体補助金等を行ってきており、今後ともその拡充に努めるとともに、これを更に促進するため、以下の諸点の改善に努める。

第一に、経済協力における国、援助機関及び地方公共団体の間での有機的連携を強化するため、地方公共団体の途上国向け国際協力事業についてのデータベースの作成に努めるとともに、これらの中でネットワークを形成し、必要な情報交換、業務の連携に努める。

第二に、企業として、企業の社会貢献への道を拓くためにも、その援助要員の派遣制度を整備することが期待される。

第三に、日本のNGOは、組織、財政等の面でいまだ脆弱であり、今後、一層の国民の理解と支援を得ていく必要がある。

このため、NGOの法人格の付与のあり方につき検討するとともに、NGOの活動資金の確保を容易にするための方策を検討する。

また、NGO活動への理解を深めるため、これを今後とも学校教育の場で取り上げる。

(2) 広範な経済協力の推進

① 包括的アプローチの推進

途上国を支援するための貿易、直接投資、援助等を含む包括的な取り組みについて、これまでのASEAN諸国での実績を踏まえ、インドシナ諸国等においてもこのアプローチが実施されうるかを検討する。

② 資金協力計画

途上国に対する公的資金の供与を一層拡充するため、開発途上国への資金協力計画の達成に引き続き努める。

③ 途上国の新たな開発スキームへの対応

途上国は、自国の経済発展のため、市場メカニズムを活用し、事業活動の一部を民間部門に任せる方式であるBOT等を積極的に活用してきている。このため、BOT等が成功するための種々の条件を満たしている国及び事業のうち、フィージビリティのある案件で、支援することが適当な場合には、事業関係者からの要請に応じて、各種関連スキームを用いて、支援していく。

(3) 援助実施体制の整備

ODA新時代に向けて、援助を効率的かつ円滑に実施するため、援助要員の拡充と援助人材育成・活用の推進、開発教育・研究の推進と援助研究の交流拡大、他の援助国、国際機関との連携の強化等に努める。